

平成 3 0 年

第 3 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第3回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
2月23日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第5号～第6号)	

提 出 議 案 等

(平成30年2月23日提出)

(村長提出議案)

議案第 5号 公有財産購入契約の締結について

議案第 6号 平成29年度西原村一般会計補正予算(第8号)について

目 次

第1号（2月23日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第5号～第6号）	5
日程第 4 議案第5号 公有財産購入契約の締結について	7
日程第 5 議案第6号 平成29年度西原村一般会計補正予算 （第8号）について	11
閉 会	17
署 名	19

第 1 号 (2月23日)

平成30年第3回西原村議会臨時会会議録

平成30年2月23日、平成30年第3回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年2月23日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第5号～第6号）
- 日程第 4 議案第 5号 公有財産購入契約の締結について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度西原村一般会計補正予算（第8号）について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）こんにちは。

本日は全員出席でございます。

第3回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第3回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、西口義充君、6番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）お世話になります。改めまして、皆さん、こんにちは。

平成30年第3回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りまことにありがとうございます。

早いもので、平成30年も2カ月を過ぎようとしております。熊本地震からの復興、そして、宅地の再生へ向けて正念場を迎えております。住民の方々も、少しずつではありますが、住家の再建に向けて進みつつあります。

さて、今回の臨時会は、公有財産購入契約の締結及び平成29年度一般会計補正予算をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位にはご多忙とは存じますが、臨時会をお願いするものでございます。

さて、議員各位ご存じのとおり、現在、開会中の通常国会において、平成29年度の補正予算が衆参両議会で承認されたところであります。

今回の補正予算で、熊本地震の復旧として、小規模住宅地区改良事業と都市防災推進事業の補正も盛り込まれております。補正予算が承認されたことにより実質負担が40%から10%に軽減され、厳しい村の財政を考えると、大変ありがたく感謝するものであります。

今回の予算確保に至るまでは、益城町、南阿蘇村に呼びかけ、要望活動を

続けてまいりました。要望活動をするには裏づけが必要でありますので、今まで被災地全体の図面作成、概算ではありますが事業費の積算を事前に着手させていただいた結果、県内に配分された補正額のうち、本村が占める割合も約6割と、準備していたことが功を奏した結果となりました。一般会計に予算化として提案していますとおり、地がけ対策事業、宅地耐震化推進事業及び改良型の小規模住宅地区改良事業、都市防災推進事業と混在する事業の委託費、工事費の振り分けが可能となり、今回提案させていただくものであります。

宅地の再生なくして住家の再建はないと、いつも申しておりますが、被災者の方々が一日も早く、もとの集落、もとの宅地で再建されんことを願うものであります。

ことしに入り3回目の臨時会ではありますが、自力で住宅の再建が厳しい住民の方のためにも、災害公営住宅を整備し、また一日も早く宅地の再生を含む集落復興を行って、住家の再建へ向け安心感を持ってもらえるならばと考えております。

議員各位には、先月に続いての臨時会ではありますが、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第5号、公有財産購入契約の締結について。

公有財産購入契約の締結についてご説明申し上げます。

公有財産購入につきましては、熊本地震により住宅を失った被災者の住居の安定を確保するため、災害公営住宅として建設された住宅等を購入するものであります。

今回は山西地区の災害公営住宅整備計画がまとまり、売買代金の確定及び工事着工のめどがつき、早急に施工着手を目指しているところから、災害公営住宅整備業者と購入契約が必要となり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明申し上げます。

議案第6号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、熊本地震からの集落の復興に対応するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億604万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,003万1,000円と定めるものでございます。

また、一時借入金の最高額に15億円を追加し、最高額を20億円とするものであります。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、小規模住宅地区改良事業等社会資本整備総合交付金の土木費国庫補助金13億804万3,000円の増額補

正、小規模住宅地区改良事業等に伴う公共事業等債13億800万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、小規模住宅地区改良事業等集落復興事業費27億658万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今回の臨時会に提案いたしました議案2件でございます。

議員各位におかれましては慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第5号、公有財産購入契約の締結についてを議題とします。内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

（震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）議案第5号を説明させていただきます。

議案第5号、公有財産購入契約の締結について。

次のとおり公有財産購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1. 財産購入物件の表示。

1) 物件の種類、災害公営住宅45棟、集会所1棟、附帯施設一式。

2) 家屋の種類及び構造、2LDK（61.94㎡）木造平屋建て30棟、3LDK（71.05㎡）木造平屋建て15棟、集会所（60.84㎡）木造平屋建て1棟。

3) 所在地、阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越659番地1の一部、同じく659番地2、阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越673番地、同じく鳥越675番地、同じく鳥越676番地1、同じく鳥越683番地1、同じく鳥越683番地2の一部、同じく鳥越683番地5、同じく鳥越683番地6。以上9筆でございます。

4) 購入金額、9億4,106万9,370円（税抜額8億7,136万528円）。

次のページをお願いいたします。

2. 契約の相手方。

所在地、熊本県熊本市南区城南町舞原195番地22。会社名、株式会社エバーランド。代表者、代表取締役、久原英司。

宅地建物取引業者、免許証番号、熊本県知事（1）第5237号。事務所所在地、熊本県熊本市南区城南町舞原195番地22。商号または名称、株式会社エバーランド。代表者氏名、代表取締役、久原英司。宅地建物取引士、登録番号（熊本）第005806号。氏名、桑原貫治。

今回におきまして、山西地区における災害公営住宅建設の準備が整い、買い取り契約を締結させていただくものでございます。

今回、山西地区に建設する災害公営住宅は、全戸、戸建ての住宅でありまして、約1万2,000㎡に2LDK30棟、3LDK15棟、集会所1棟を建設する予定であります。

購入金額の契約額は、災害公営住宅集会所及び附帯施設一式に、それぞれに伴います設計管理費も含めます。内訳額といたしまして、設計管理費が約4,998万円、住宅本体が約6億3,335万円、集会所本体が約1,900万円、道路、駐車場整備等造成工事が約1億3,004万円、給排水・電気設備工事費、合併浄化槽工事等、その他諸経費が約1億870万円、合計9億4,107万円となっております。

住宅については、2LDK1棟当たり1,328万円、3LDK1棟当たり1,480万円となっております。

売買契約の相手方につきましては、昨年10月に基本協定を行っていただいておりますエバーフィールド、プラス、クロスの協定メンバーであります宅地建物取引業の免許を保持している株式会社エバーランドと締結させていただくこととしております。この会社は、協定時の代表者でありますエバーフィールドの代表取締役であります久原英司氏と同じく代表しております宅地建物取引会社であります。

村としましては、河原地区の完成時期と同時に、仮設住宅の入居の期限である7月末の整備完成を目指し、計画を進めております、一日も早い完成を目指しておりますので、早急な工事着工が必要となります。今回、山西地区の買い取り金額がまとまりましたので契約を行いたいと思います。

議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）復興課長にお尋ねいたします。

河原の災害公営住宅は15戸に対して、ここの集会所、これが66.25㎡です。それと、山西地区については45戸に対して60.84㎡になっております。これで、体育祭あるいは球技大会のときにしろ、いろんな行事に対して、うちあたりは全員がこの集会所で慰労を行います。ただ、集会のときには45名、1人ずつですからいいと思いますけれども、そういうことを考えて、この平米にされておられますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）集会所につきましては、基準の面積がございまして、おおむね60㎡ということで伺っております、河原地区におきましては12戸を計画しておりますけれども、あちらは前回説明もいたしましたけれども、河原団地周辺の河原団地地区の方々も一緒になった集会所という

ことで、できるだけ範囲の大きいものをつくりたいという要望もございました、若干ではございますけれども、規模的に1割程度大きな集会所をつくらせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）さっき言いましたように、球技大会あるいは村民体育祭のときに、家族全員がこの集会所に入られない場合にはどういうふうな方法を考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）山西も河原も一緒でございますけれども、この住宅地内にはある程度の公園の用地もございます。そういった球技大会だったら、そういったときには天気がいいんじゃないかなろうかというふうに思っております、そういったときにはできるだけ外を活用させていただいたり、種馬所でございますので駐車場等もございますし、通りもありますのでそちらのほうを活用させていただくということで、建物の中に全員が入れるというのは、やっぱりこの面積では集落的には小さいかもしれませんけれども、できましたならばそういった活用もさせていただくならというふうに思っております。

先ほども申しあげましたように、この集会所の規模的なやつが60㎡前後ということで伺っております、それよりも上回るものがなかなか厳しゅうございますので、基準の面積を採用させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）じゃ、雨の日はどうされますか。晴れのときの体育祭のときはいいかもしれんですけども、もし雨の球技大会になって、体育館等でやった場合の全員入るときには何か別な方法を、やはり部屋を確保してやらないといけないと思うんですけども。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）各集落でも一緒だろうと思っておりますけれども、集落区に公民館施設のないところもございまして、一応、万徳のこの地区にできましたら、そちらのほうで考えていただきたいというふうに思っております。

あとは、万徳の公民館、もし仮にでございますけれども、必ずしも満杯の状態に来られるかどうかはわかりませんが、一応もうそちらにお住まいの方々によって運営はさせていただくだろうと思っております。先ほども申しあげましたように、この60㎡というのはあくまでも基準の建設物になりますので、その辺はご理解していただきたいというふうに思っております。それ以上になりますと、村の持ち出しだったり、そういったところで一般財源を使用すればできないことではなかろうかと思っておりますけれども、できるだけこう

いった基準に合わせたところで建設させていただいておりますので、ご理解をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 7番、山下君。

○7番議員（山下一義君） 今、万徳のほうと一緒に言われましたけれども、この集落は万徳と切り離すと、僕、聞いておりますけれども。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午後 2時21分）

（午後 2時22分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君） 万徳とご一緒ということじゃなくて、集落は集落で、ここに45戸で集落の計画は立てております。先ほど万徳と言いましたのは、万徳の集落の公民館が隣にはございます。しかしながら、万徳の地区は130戸ほどあるわけですけれども、あの公民館の大きさと。そうすると、今回出ていますのは45戸ということの60㎡ぐらいの建物ということですが、必ずしもこれが小さいとは私は感じておりません。みんなで使われる部分で、共用して、お互いで使われるのならと。もし、この部分が足りなければ、ほかの施設、公共施設、小学校だったり、ほかの、構造改善センターだったり、そのようなところを活用されればよろしいんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうか、この大きさにつきましては、ご理解をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君） 6番議員、上野です。

8月に入居予定となっておりますが、家賃のことですが、2LDK、3LDK、同一家賃なのか、また、収入によってその家賃も異なるのか。入居予定者に対しては家賃の金額を提示してあるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午後 2時23分）

（午後 2時25分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を復興課長に求めます。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君） 家賃につきましては、災害公営住宅でございまして、政令の月収、要は入られます方々の収入に応じた額となりますし、また、2LDKと3LDKは面積の広さが違います。その広さにもよりますし

て、入る価格によっては差がついているということでございまして、その部分につきましては、まだ確定はしておりません。また、村の条例あたりで策定をしていくというような状態になろうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）やっぱり入居者に対しては、ある程度の金額はちょっと言うとしたがよいと思いますけれども、正確な金額でなくてもいい、後でトラブルが起きないようにお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、公有財産購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第6号を議題とします。

議案第6号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度西原村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億604万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,003万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第3条、一時借入金の借り入れの最高額に15億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を20億円とする。

平成30年2月23日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、17、公共事業等債（小規模住宅地区改良事業）、18、公共事業等債（都市防災推進事業）、限度額12億9,050万円、1,750万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段のほうから、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、13億804万3,000円の増額補正でございます。小規模住宅地区改良事業の社会資本整備総合交付金12億9,054万3,000円等の増額補正でございます。

その下になりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、9,000万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金のための増額でございます。

その下になりますけれども、款21村債、項1村債、目2公共事業等債、13億800万円の増額補正でございます。小規模住宅地区改良事業及び都市防災推進事業に伴う増額でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

上段になりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目5集落復興事業費、27億658万6,000円の増額補正でございます。小規模住宅地区改良事業委託料など3億9,435万円の増額。小規模住宅地区改良事業及び都市防災推進事業の工事請負費21億4,455万2,000円の増額補正。そして、公有財産購入費1億6,768万4,000円の増額補正でございます。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今回の補正は、不振のおかげで村の負担額が大幅に減って1割ということで、大変喜んでおりますが、そういうことで、実際、小規模や都市防災のほう実際に動いていくわけですが、一時借入も15億円といいますが、大幅な限度額になりまして、合わせて27億円ぐらい、それぐらいの事業をされることですが、この事業を6カ所だっと思いますが、こういう予算立てでどうかと思いますが、一度にやられるのか、それとも2年でやら

れるのか。そうすれば、どこのほうから先にやられるのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）6カ所といたしますと、鳥子地区、小森東、それと布田地区ということでございまして、随時、今、段階的にある程度設計等、それと地域の指定あたりのご承諾をいただきながら進めているところでございます。

新年になりましてからも早々、随時、入札をしていくならという段階に今入っていますけれども、どこからではなくて、できる準備ができたところから私たちはある程度はしていきたいなというふうには思っています。

大体、西原村6カ所、ほとんど準備的に余りかわってはおりませんけれども、一応、随時、行われるところから行っていきたいというのが正直なところでございます。

相手方というか、ここが大きくなりますと、やっぱり数億円以上になりますので、その辺が、仮にうまいところいければ、新年度内にはある程度着工のめどがつかますと、2年間というか次年度まで繰り越すかどうかはその辺のめどはつくかと思えますけれども、現段階では、随時、入札をしていって、随時、終わっていただくというところでございますけれども、この辺は相手方にもよりますけれども、できるだけ早いうちに終わるような状態でしていきたいというふうには思っています。

基本的には、平成30年度内である程度めどをつけさせていただいて、その後については、終われなかった部分は翌年度になろうかと思えますけれども、そういった状態でしていきたいと。どこが順番が早いというのは、今の段階ではまだ考えておりません。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）順番は順次ということでということの答弁ですが、みんなこの地区も大体早目にしてほしい。だから、こういう予算立てになっているんだなということをお聞きいただけますが、業者さんあたりがどうかというのも、一つ、まだほか、ちょっと。ある程度復旧工事あたりのめどは立っておりますが、大規模な造成になるかと思えますので、そのところは、どういうふうなめどが立っているかといいますか、考えられますか、業者だったり。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）事業費でも90億円超すというような大事業でございまして、当然1年では無理ということでございます。業者さんも果たして順調に落札をしていただけるのか。不調不落にはなりはしないかと、そこらあたりも心配をいたします。本来ならば、仕事がないときだったら、皆さん方、希望されるというか、落札をされるかと思えますけれども、今はどこもかしこ

も仕事がいっぱいということで、業者も足りない、資材も足りないというような状況で、何とも言えない状況ではございます。ただ、この事業は2年間でやってしまうだろうというふうに思っております。90億円あるならば、約60億円ぐらいは今年度で発注するならばと、その中でも事業費は来年に繰り越すことも考えられますので、できるだけことし多目に発注できる分発注すると。そして、残りを来年度で発注して、来年度で2年間で終わらせて、その上に住家をつくらなくちゃなりませんので、一日も早くそれをやろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）村長より2年間で事業を終わりたいということでございますので、住民の方からいつできるのですかというそういう質問もありましたので、私どもの答弁では遅くても2年後にはできるというような答弁でよろしいですか。住民の方に答えは、2年後には大丈夫だということによろしいですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今言いましたように、順調に落札をしていただければ、私は2年間で終わるんじゃないかなというふうに思います。そして、いろんな計画書を出していただいております。やはり、早く出したところは少しでも早く着工したいなど。全ての地域が承諾書が要りますので、承諾書に印鑑を押していただかなきゃならない。それがまだ、皆、全部出ておりません。1集落だけは出たか、もう出そろっているかなというような状況でありますので、その辺も見ながら進めていきたいと。

100%、2年で終わるということが果たして、私がここで言っているのか。気持ちはそうです。ただ、先ほど言いましたように、落札をしていただければというようなところでございますので、そこら辺も踏まえて、今後、発注するならばというふうに思っております。そういったことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

今回、このように予算をつけておられますが、今、住宅を建てたいという人たちはかなりおられると思います。また、建設されるように契約もされていると思うんです。擁壁ができれば家を建てられないという箇所もかなりあると思います。そういうところを先にしてもらえるのか。この前の話では道路とかそういうものをちょっと後にして、そちらのほうに家を建ててもらえるということを前提にということで、今回の予算も立てられておると思いますが、今、仮設住宅に入っておられる方が来年1年間、また延びるようになっておるんですね。擁壁あたりが来年1年でできんだったら、それから

先、家建てないかんものですから、家建てる、要するに企業さんも、要するに予定をずっと全部組まれるわけです。そうすると、ずれずれになって、またその次1年延びるような状況になると。そういうところもちょっと調査してもらって、そして擁壁を早くできるところは早くやってもら、そして、契約されているところを先にやってもらという形にできるということではないですか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 実際、そうですね、早いがいいと。これは100人おられれば100人の方々が自分の家が一番最初がよかと思うのはわかります。ただ、全てを1番にするわけにはまいりませんで、100人おれば1番から100番までありますので、そこら辺は考えていきながらやりたいというふうに思っております。

おかげで、今回、補正予算で西原村につけていただきました。ということで、予算が確保できたから、今からいよいよスタートするというので、中には平成28年度の予算もあるんです。それを来月に発注するならばと。そして、まだ今からちょっと委託費も組ませていただいております。そのことによって、5月か6月ごろにはそれぞれの集落を発注するならばと。余り小さく発注すれば、なかなか仕事も進みませんので、それはそれなりとして、金額で発注するならばというふうに思っております。ただ、家を建てるから早くしてくれ、こっちは私は後でいいとか、なかなかそこら辺はその振り分けるのが難しゅうございます。やはり、そこ一帯を工事を発注するなら、家を建てようが建てまいが、建てまいがというと、まだすぐ建てない人ですね。今すぐ建てる人、後で建てる人もおられますけれども、やはりそこは一帯的に発注していかなきゃならないのではなかろうかなというふうに思っておりますので。

今後、大変発注には苦勞すると思っておりますけれども、そういった形で進めるならばというふうに思っておりますので、そこら辺はなかなか100%、それぞれの被災者の方々の思うとおりにいかないところもあるかと思っておりますけれども、そこはどうかご理解していただきたいと。被災者の方にご理解していただきたいなど。できるだけ被災者の方々の思いに寄り添った形で進めていくならばというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君） この西原村だけであれば、建築会社もいいんですが、来年、再来年になってくると、益城町あたりが今度は新築をするという形でいくと思うんです。ということになると、建設業はもう飽和状態。要するにどうしようもないような状況になるんじゃないかなと。となると、建設会社のほうも決めた方ができんわけです。お宅を先にしますというわけにはいかんものですから。先に建てられる状況になるところから、先にやっぱりやっ

ていくと思うんです。

そこらあたりも考えてみると、来年までといたら、来年1年かかるということになると、今、仮設に入っておられる方、またその1年延びるのかなと、そこらあたりもやっぱり考えていかないかとじゃないかなと。家を建てられないから移れない、じゃ、アパートに移りなさいと言われてたら、今度はそこに家賃が発生するという形になるわけです。そこらあたりを考えたら、やはりいろんな面で、なるべく建てる計画を立てているところを先にやってもらいたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 冒頭、提案理由のときに申しましたように、今回、熊本県に来たこの補正、これ約6割は、60%若干超しておりますけれども、西原村がいただきましたというか、配分していただきました。残りの40%は県下のほかの自治体に配分されておるということは、我々に60%来たということは、我々が一步先に進んで家を建てる状態に持っていけるというふうに私は思っております。来年、果たしてや補正予算がつくかつかないかわかりませんが、ことしたままそうやってお願い、何回もお願いしたところ、補正予算つけていただきましたけれども、その分だけ、私たちはよその、例えば、益城町とか南阿蘇村も一緒に行きましたけれども、益城町あたりも区画整理が進まんと家が建てられんということで、そこら辺の建築関係はよその自治体に比べると我々西原村はまだ恵まれておるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺も踏まえて、できるだけそれぞれの家を建てる方々は建築会社のほうに話をしながらやっていただきたいと。

ただ、先ほど言いましたように、2年間で終わるのか終わらんのか、これは約束はできませんけれども、相手がおることですのでできませんけれども、できるだけそこら辺は終わるように努力をしてみたいです。

○議長（宮田勝則君） 9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君） 言われましたけれども、努力をするということで。実際、仮設に住んでおられる方、これは本当にいつ建てられるかなという、やっぱり不安をかなり持っておられるというふうに思います。そこらあたりも皆さん方にはきちんとした形で、頑張ってやりますという形で、少しでも早く建てさせますよということで、そしたら安心されるのじゃないかなと。やはり不安でおられて、それがちょっとストレスがたまっておられる方もおられるみたいで、今後のことも考えれば、そういうところでできないことを私たちはしなさいと言えませんので、できる範囲で、要するにそうしてもらえればというふうに思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先ほど、6集落のうち1集落は、ほぼご理解をいただいたという話を答弁でされましたけれども、ほかの集落の進みぐあいというのはどういうものかなど。まとまりぐあいというか。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）まとまりといたしますか、ご存じのように議会のほうにも提出してございますけれども、集落で協定を結んでありまして、先ほど、地域指定を行うわけですけれども、地域指定を行ったところで印鑑を皆それぞれもらうということで、印鑑が出そろったのが1集落であって、あとはもうもらいに行けばすぐいただくということでございますので、そこら辺はもらえないところじゃなくて、もらいに行けばすぐいただくということの地域指定のところを出そろったという解釈でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成30年第3回西原村議会臨時会を閉会します。

午後 2時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

5 番議員 西 口 義 充

6 番議員 上 野 正 博